

令和4年5月26日

意見陳述書

陳述者 川野 浩一

- 1 朝鮮半島の最北部平安北道で昭和15年1月に生まれた私は、今年82歳になりました。高校卒業後、昭和36年長崎県庁職員になり、その後、長崎県職員組合の委員長を務め、職員の労働条件の改善、反核、平和運動に取り組みました。県庁を退職した後も、長崎県平和運動センター被爆者連絡協議会議長、原水爆禁止日本国民会議共同議長として核廃絶と戦争反対の活動を続けています。この活動の根底には私の戦争と被爆の体験があります。

- 2 朝鮮で警察官をしていた父親が、昭和16年9月、召集を受けたため、私は、母親の実家である長崎市に引き揚げ、母親と姉、妹と暮らしていました。父親は、広島で瀬戸内海を警戒する任務に就いていました。
長崎市も昭和19年8月から空襲を受けるようになり、幼稚園に通っていた時、市内に爆弾が落ち、私たち園児は防空壕に避難しました。昭和20年になると連日、連夜、空襲警報のサイレンが鳴り響き、その度ごとに母親と一緒に防空壕に避難しました。当時は、空襲に怯え、ぐっすり眠ることができませんでした。また、家の近くで近所の子と遊んでいた時、アメリカの戦闘機が急降下し、威嚇されたこともありました。あのときの恐怖心は今でも忘れられません。北九州の工業地帯を空襲するため、何十機ものアメリカの大型爆撃機B-29が、長崎の上空をよく飛んでいきました。すり鉢の底みtainな長崎の空を覆う大編隊が、轟音を響かせ飛んでいく、あの恐ろしい光景は、80年近く経った今でも、私の脳裏にしっかりと刻み込まれ、体調が悪い時には夢に出て私を襲います。

- 3 昭和20年8月9日当時5歳の私は、爆心地から3.1キロ離れた自宅前で近所の子と遊んでいました。遠くから微かに聞こえてくる飛行機音をB-29と判断したのか、その子が猛然と自分の家めがけて走り出したところまでは覚えています。直後、気を失った私は、10メートルほど離れたところに倒れていました。そばには近所の中学生が、爆風で飛んできたガラスで額を切り血を流して立っていました。中学生の血を浴びていましたが、私には幸い怪我はありませんでした。

辺りは砂塵もうもう、夕暮れのように薄暗く、上空にはB-29が旋回していました。私は、怖くなり近くの防空壕に逃げ込みました。中ではどこに爆弾が落ちたのかと騒いでいましたが、「こりゃ、広島に落とされた新型爆弾ばい」と近所のおじさんが言った途端、静まり返りました。

みんなヒロシマを知っていたのです。まもなく、先ほどの中学生に会った母親が私のいる場所を知り、迎えに来てくれ、私は自分の家の防空壕に戻りました。

防空壕を出入りしていた祖母から、「大やけどをして手足の皮膚が垂れ下がり、手を前に差し出した、男か女かわからない大勢の人たちがぞろぞろ歩いて行った。まるで幽霊の行列だった。」と、外の様子を教えてもらいました。原爆投下後の長崎市内は、まさに地獄のような状況であり、私はとても恐怖を覚えました。

夕方、避難命令が出て、私たち家族は高台にある、学校のグラウンド山腹に掘られた防空壕に移りました。夜、グラウンドから見ると、眼下の街は火の海。大勢の人が見ていましたが、誰一人として、言葉を発しませんでした。

8月15日、戦争が終わり、家に戻りました。床の間には破れたバケツに消し炭のようなものが入っていました。母親が原爆で焼け死んだ浦上の親戚のおばあちゃんの骨だと教えてくれました。優しかったおばあちゃんの変わり果てた姿に悲しくてたまりませんでした。しかし、原爆が目標通り、自宅前の中島川にかかる常磐橋に投下されていたら、私たちは骨もなかったかもしれません。

- 4 私は、原爆の影響か、被爆直後に血便をしました。幼いときから病気が絶えず、30歳ぐらいまではよく鼻血が出て止まらない時もありました。そのため、常に薬を携帯していました。平成26年には食道がんを手術し、原爆症と認定されました。私の知人は、お孫さんを生後まもなく心臓の疾患で亡くされていますし、私の身内の中にも2人の子供が若くして亡くなっています。また、戦後生まれの被爆2世の妹も病気で亡くなりました。私にも2人の娘と4人の孫がいますが、子や孫に原爆の影響が現れるのではないかとの不安は、言葉に出さずとも、私たち被爆者は、誰しも抱えています。私の東京に住む妹は被爆したことを隠して結婚しました。私たち被爆者は、被爆後77年たって今日に至るも、健康不安や差別に苦しんでいるのです。この苦悩は、原爆投下を招いた戦争によってもたらされました。私たち被爆者が戦争に反対する最大の理由はここにあります。

5 2015年、政府は、平和憲法の解釈を無理矢理変更し、憲法違反の安保法制を制定。日本を再び海外で戦争ができる国にしました。私は、子や孫たち、全ての人たちに私たちが味わった苦しみを繰り返させてはならないという思いで戦争反対の運動を続けてきました。しかし、安保法制は、戦争と被爆の体験に根ざした被爆者の平和への努力と思いを打ち砕きました。絶対に許すことはできない。この強い思いから私は安保法制違憲訴訟の原告となりました。

6 昨年7月の長崎地裁判決は、私たちの司法に対する信頼を裏切りました。判決では「第二次世界大戦や原子爆弾による被害を体験した原告らは、当時の被害体験を想起し、多大な精神的苦痛を感じたことが認められる」と述べています。ところが、この精神的苦痛は、安保法制が憲法9条に違反し、違憲であると認識したことや安保法制によって引き起こされる抽象的な事態を想定したことによるものと判断し、「付随的審査制を採用したことに伴う内在的制約」という訳のわからない理屈を使って憲法判断を避けました。この判決を聞いた時、裁判官は、私たちの戦争被害の深刻さを理解していないのではないかと思います。

戦時中、私がアメリカの戦闘機に追い回された時の恐怖、原爆の爆風で吹き飛ばされ意識を失ったこと、優しかった親戚のお婆さんが、原爆の熱線で消し炭のような骨に変わり果てた悲しみ。77年経った今も続く原爆放射線による健康不安。安保法制によって日本が戦争に巻き込まれた時、同じような被害を受けるのではないか。その不安と恐怖は、抽象的ではなく傷をえぐられるような痛みを伴うものなのです。

しかし、賢明な裁判官は、本当は戦争に怯える私たちの被害を理解しているのではないのでしょうか。だからこそ私たちの精神的苦痛を認めたのではないか。だとすると何故裁判官は、理屈をつけて憲法判断を避けたのか。それは、政府にそむく判決を書いてにらまれたくないといった感情が働いたためではないか、忖度と保身の判決だったのではないか、そう疑わざるを得ません。

7 私たちは、一番で安保法制のもとで日本が戦争に巻き込まれる危険性を指摘しました。2017年北朝鮮が弾道ミサイル発射を繰り返した時、アメリカは北朝鮮攻撃を検討し、自衛隊制服組トップが米朝戦争になった場合、自衛隊として安保法制にもとづいてどのような支援ができるか検討したと新聞のインタビューで明らかにしたのです。私たちは、2020年この報道に接した時、日本は戦争の危機にあったのだと知り、戦争体験を思い起こし、身震いしまし

た。にもかかわらず判決では米朝戦争は発生しておらず、戦争被害の危険は抽象的と断じました。また、口頭弁論終結時まで日本が他国による武力攻撃の対象とされた事実は認められず、私たちの訴えは抽象的として切り捨てました。

しかし、2017年北朝鮮が弾道ミサイルの発射を繰り返した時、政府はJアラートによって住民に避難を呼びかけ、長崎県雲仙市ではミサイル落下を想定した住民避難訓練を実施しました。このことは、日本政府が、日本が北朝鮮による武力攻撃の対象になっていたことを認め、戦争の危険性があったことを示しています。ですから長崎地裁判決が日本が他国の武力攻撃の対象になっていないと判断したことは間違っています。私は、雲仙の住民避難訓練の報道を見て戦時中の空襲や被爆体験を思い起こし、怖くて眠れませんでした。私たちの被害を抽象的と断じた判決は、私たちの訴えに耳を傾けず、初めから結論ありきの不誠実な判断と言わざるを得ません。

判決ではアメリカと北朝鮮の戦争が発生していないから私たちの戦争被害の危険は抽象的と判断しました。であれば実際に戦争が発生し、国民が死亡し、負傷しなければ裁判に訴えられず、裁判所は審理をしないのでしょうか。それでは司法の役割を放棄したことにならないのでしょうか？

ロシアのウクライナ侵略について本格的な戦争に発展することを予測できた学者や軍事専門家はほとんどいませんでした。ウクライナの現状は、戦争が予測困難であること、そして、一旦戦争が始まると何の罪もない多くの市民が犠牲になり、国土が無残に破壊されることを示しています。日本周辺では中国による台湾侵攻が取り沙汰され、北朝鮮が新型大陸間弾道ミサイルなどの発射を繰り返し、安保法制によって日本が台湾有事、北朝鮮有事に参戦する危険性が指摘されています。戦争が始まってからでは手遅れです。戦争が発生する前に歯止めをかけることが司法の役割だと思います。

- 8 日本は、先の戦争で国内で300万人、海外で2000万人ともいわれる犠牲者を出しました。戦後は、その反省に立って戦争放棄を謳った憲法9条を掲げ、専守防衛に徹してきました。しかし、政府は、安保法制によって海外で戦争ができる道を開きました。そして、今ロシアによるウクライナ侵略を契機に政府、自民党は、軍事力を強化し、憲法9条を改正して敵国の基地や司令部を攻撃する能力を保持することを検討しています。このまま進むと日本は、再び過ちを繰り返し、戦争を繰り返すのではないのでしょうか。

行政にも立法にも頼れない今、戦争への流れを食い止めることができるのは司法しかありません。三権分立は絵に描いた餅ではないはずです。

裁判官の皆様、今を生きる人たち、将来世代、世界の人々に私たちが味わった悲惨な体験をさせないため賢明で公正な判決を下して下さい。そのことによってしか国民の司法への信頼を回復することはできません。

以 上